

平成30年度 第7回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成30年10月10日(水) 午後1時30分から午後2時25分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (25人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 谷本貴美雄 委員 | 2番 徳田和幸 委員 | 4番 松本幸男 委員 |
| 6番 室山恵美 委員 | 7番 林 修二 委員 | 8番 美田俊一 委員 |
| 9番 藤井由美子 委員 | 10番 河本良一 委員 | 11番 鐵本達夫 委員 |
| 12番 筏津純一 委員 | 13番 數馬 豊 委員 | 14番 金信正明 委員 |
| 15番 福井章人 委員 | 17番 原田明宏 委員 | 19番 吉村年明 委員 |

農地利用最適化推進委員

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 高見美幸 委員 | 涌嶋博文 委員 | 塚根正幸 委員 | 田倉恭一 委員 |
| 西谷昭良 委員 | 小谷俊一 委員 | 山下賢一 委員 | 小谷義則 委員 |
| 影山卓司 委員 | | | |

4 欠席委員 (2人)

16番 西谷美智雄 委員 18番 山本淑恵 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第42号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第45号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第46号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長 只今から、平成30年度第7回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ) 今日は2名の方が欠席となっております。西谷美智雄委員と山本淑恵委員。農林水産業者等の知事表彰をお受けになりまして、今日は、鳥取の知事公邸に表彰式に行っておられますので欠席ということでございます。大変おめでたいことでございます。

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。山協会長、よろしくをお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の指名でございます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 異議なしということでございます。17番 原田委員、19番 吉村委員に議事録署名人をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届の連絡でございますが、先程申し上げましたとおり、16番 西谷美智雄委員、18番 山本委員の届けが出ておりますので、報告させていただきます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして、(4) 連絡報告事項をお願いいたします。

事務局 平成30年度第7回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。(以下事務局説明)

(5) 議 事

議 長 日程(5) 議事に入ります。本日の議案について。

事務局 本日の議事について、資料に基づいて説明をさせていただきます。
まず、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてということでございます。議案の2ページからでございます。3件、合計7筆の所有権移転。それから、1件1筆の解除条件付きの賃借権の設定の申請が出ております。

続きまして、3ページは同じ3条なんですけど、許可申請ではなく届出ということでございます。こちらは農地中間管理機構による農地売買等事業のため

に取得されるということで、届出を受理するということで、許可申請ではなく受理で終了する案件でございます。ですので、3ページにつきましてはご報告のみでございます。

続きまして、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について。議案5ページからでございます。5ページ、6ページのとおり7件の申請がございました。5ページの番号4につきましては、2,249㎡の内4.31㎡を転用申請するものでございます。こちらにつきましては、平成27年に許可を受けておりまして、3年間の一時転用ということで、今回、期間満了に伴って更新の申請をしているものでございます。それから、6ページの6番は、農業振興地域の農用区域内農地でございますが、除外後に許可をするものでございます。番号7も同じく、除外完了後に許可をするものでございます。

続きまして、議案第42号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてです。8ページのとおり1件の申請を受けております。

議案第43号 農用地利用集積計画の決定についてでございますが、こちらは11ページから29ページまでのとおり、利用権設定の申出が55件、30ページからのとおり所有権移転が2件出ております。

続きまして、議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について。議案37ページのとおり1件の証明願が出ております。

議案第45号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について。39ページのとおり1件の申請が出ております。

最後に、議案第46号 農用地利用配分計画について。42ページから45ページまで、8件の協議がでております。

以上でございます。

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。議案に対する質疑を求めます。はい、11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。事務局、わかるところでいいですから説明を。届出の3条の分ですけど、参考で結構です。どのようなことだろうかと思っ

事務局 ご説明が不足しておりまして申し訳ございませんでした。所有者の欄、鳥取中部ふるさと広域連合になっております。こちらの農地につきましては、少し前の農業委員会でご審議いただいたんですけど、競売にかかる件でございまして、現在、ふるさと広域連合が差し押さえをして、処分権を持っている土地でございます。入札の適格者証明を〇〇〇〇〇〇〇さんが取得されて、入札をされて、公売で落札をされたという経緯でございます。

議長 よろしいですか。その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、只今の議案につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員異議なしということで、承認いたします。

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りいたします。本件につきましては、本日午前10時より、当番委員であります室山委員、小谷俊一委員、藤井代理、局長、隅主任と私の6名で調査に行っておりますので、代表して室山委員より報告をお願いいたします。6番 室山委員。

6番 6番 室山です。この件に関しては問題ありませんでした。

議 長 只今、報告がございました。問題なしということでございますので質疑を求めますが、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決を求めます。賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということでございますので、承認いたします。

議案第42号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして、議案第42号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮りいたします。本件につきましても、先程のメンバーで午前10時より調査に行っておりますので、代表して室山委員より報告をお願いいたします。

6番 6番 室山です。この件に関しても問題ありませんでした。

議 長 只今、報告がございました。問題なしということでございますので、質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで、承認といたします。

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、議案第43号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。事務局より説明を受ける前に、該当委員にかかる案件がございますので、先に審議させていただきますことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので、進行させていただきます。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。22ページ番号35番、23ページ番号36番、37番は、19番 吉村委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議 長 それでは、事務局。

事務局 22ページ番号35番でございます。農地につきましては〇〇〇〇〇の1筆1,643㎡でございます。貸付人・借受人等につきましては以下記載のとおりでございます。23ページの36番、37番と併せまして、合計で3筆2,303㎡の賃借権の設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、吉村委員の案件につきまして説明がございました。議案に対する質疑はございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員、異議なしということで承認といたしますので、吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 吉村委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されました。ご報告いたします。以上で該当する出席委員の案件につきまして審議が

終わりましたので、続きまして、その他の案件について審議を行います。事務局、説明してください。

事務局

11ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は179,021㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては11ページから29ページのとおりでございます。

30ページから所有権移転関係にまいります。所有権の移転を受ける者：○○○○○。所有権の移転をする者：○○○○○でございます。移転する土地は○○○○○の2筆でございます。合計414㎡でございます。以下、移転の内容は記載のとおりでございます。売買で、2筆で165,600円。10aあたりにいたしますと40万円となっております。

続きまして、31ページでございます。所有権の移転を受ける者：○○○○○。所有権の移転をする者：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。移転する土地は○○○○○○○○○の1筆2,429㎡で、1筆で364,350円の売買でございます。10aあたりにしますと15万円となっております。

32ページから34ページまでは利用権設定を受ける者の農業経営の状況等を記載しております。35ページには所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等を記載しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長

只今、説明がございました。議案第43号について、議案に対する質疑を求めます。はい、11番 鐵本委員。

11番

11番 鐵本です。わかる範囲でいいですけど、2番の料金について、上北条地区の協定料金って、年によって違ったりもするんですか。わかればちょっと教えていただきたい。

議長

2番 徳田委員。1反あたりの料金、わかれば。

2番

上北条地区の協定料金というのは、土地改良区が決めとるわけではないです。上北条地区の農業振興協議会というもんがあるわけですけども、そこでいろいろ協議がされてまして、基準は賦課金に見合うというところで、農地を持っておられる人とのトラブルが無いように、上北条の中では一本化しようということで協議をしております。今の協定料金は1反あたり5千円ということで、協議をして決めておるところでございます。

議長

よろしいですか。徳田委員、ありがとうございます。それでは、只今の議案第43号につきまして、議案に対する質疑を求めます。その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員異議なしということで、承認とさせていただきます。

議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議 長 続きまして、議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案36ページ、議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてということで、ご説明を申し上げます。申出の中身につきましては37ページでございます。番号1。相続人が〇〇〇〇の〇〇〇〇。被相続人が、同じく〇〇〇〇の〇〇〇〇でございます。対象農地につきましては、〇〇〇〇の畑476㎡他3筆、合計1,223㎡でございます。相続税の納税猶予につきましては、租税特別措置法第70条の6第1項ということで、一定の条件を満たせば相続税の納税が猶予されるという制度でございます。そのために農業委員会で適格者である証明を行うというものでございます。この法律につきましては、相続税の支払いのために農地を売ってしまうことが無いように、きちんと農業をされている方に対しては納税が猶予されるという制度でございます。その判断の基準としまして、備考欄に挙げておりますが、まず、被相続人につきましては亡くなる前、きちんと農地を管理して農業をされていた方であるということでございます。続いて、相続人につきましては相続された後、引き続き農業経営されると認められるということでございます。それから、現地で今まで農地が適正に管理されていたかというところでございます。届出、証明願で、相続人さんの状況ですとか被相続人さんについては確認しておりますし、現地につきましては、〇〇地区の室山委員と私で現地を確認しまして、畑の部分には露地野菜、それから、田んぼの部分には水稻がきちんと作付けされていることを確認しております。以上のことから、適格者として証明して問題ないと考えております。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。只今、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明がございました。皆さんで何かご質問等ございますでしょうか。はい、11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。贈与の場合はこういう関係のこともあるんですけど、評価があまりにも高いのか、全体的に、例えば、農地はこれだけだけでも他の物件とかいっぱいあって、そういう関係から相続税がけっこう来る。個人のプライバシーもありますけど、そういう関係もあつたのかなと思ったりいたしました。単に農地だけという考えでしょうか。難しかったら回答はいいです。

事務局 農地以外の部分の相続については伺ってないんですけども、この農地の部分だけでもかなりの相続税がかかるということで、税理士さん、税務署と相談されての手続きです。

11番 はい。もう一つ、ここの関係に似たようなのがあって、ずいぶん前に旧赤碕の方の話で、贈与だ相続だなんて話に関与したことがあって、鉄道の南側と北側では、同じ畑、農地であっても、役場が課税してるのの関係よりも、北側、海側を持っていると何十倍という評価というようなことで、こういうような制度を使う場合があるとか聞いておりましたんで、そういうこともあって、参考に聞きました。ありがとうございました。

議長 その他、ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございました。この証明願については承認といたします。

議案第45号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議長 続きまして、議案第45号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてでございます。この案件につきましても午前中に、本日の当番委員と私とで現地調査に行っておりますので、同じく、代表して室山委員より報告をお願いいたします。

6番 6番 室山です。この件に関しましては、遊休農地1反に対して3万円が妥当だということでした。

議長 只今の案件につきましては、現地調査行った者の中で、私も行きましたけど、ものすごいセイタカアワダチソウで荒れ放題で、石がごっつい、岩が出たりして。大きなトラクターでも耕耘できないということだったようでございますので、これは3万円でも足らんぐらいだなと見たんですけども、上限が3万円しかございませんので、3万円ということで決定させていただきました。ということでございます。何かこれにつきまして、皆さんでご質問ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議長 それでは、異議なしという方、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 ありがとうございます。承認いたします。

議案第46号 農用地利用配分計画について

議長 続きまして、議案第46号 農用地利用配分計画についてでございますが、この案件につきましては、該当委員がございますので、43ページ番号5番、6番は、13番 数馬委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議長 説明してください。

事務局 43ページでございます。番号5番。権利の設定を受ける者：〇〇 〇〇〇でございます。権利を設定する農用地は〇〇〇〇〇〇〇の2筆2,258㎡。設定する権利等は以下記載のとおりでございます。その他、番号6番と合わせまして、合計7筆8,289㎡の賃借権の設定の配分計画でございます。以上でございます。

議長 只今の案件につきまして説明がございましたが、皆さんで何かございませんでしょうか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということでございますので、数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議長 数馬委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されましたのでご報告します。続きまして、44ページ番号8番の農事組合法人 津原ファイヤフライズ倶楽部は8番 美田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(美田委員 退席)

議長 説明をお願いします。

事務局 権利の設定を受ける者：〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

権利設定する農用地は〇〇〇〇〇、その他5筆で、面積が13,843㎡でございます。設定する権利等につきましては以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございましたが、皆さんで何かございますでしょうか。はい、11番 鐵本委員。

11番 これは今年の期限が切れるんで、更新ってなつとるですか。新たについていう感じですか。

議 長 農林課、説明をお願いします。

農林課 農林課の中本でございます。言われたとおり更新です。

議 長 皆さんで何か他にございますか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成ということで承認されましたことを報告しますので、美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されました。ご報告いたします。では、その他でございます。

事務局 その他の配分計画でございます。利用配分計画各筆明細につきましては、42ページの番号1番から44ページまで記載のとおりでございます。利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等については47ページから55ページまで記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 只今、説明がございました。その他の項で質問はございますか。はい、11番 鐵本委員。

11番 他のも更新でよろしいですか。

農林課 農林課の中本です。3番以降が更新の案件です。1番、2番は新規です。

全部、1,000円、1,000円、1,000円って書いてあるけど、誰かして
ごしならんかって話で。

4番 タダっちゅうわけにならんけな。

11番 そう。タダじゃあいかんけ、それで付けたと。

4番 ここに、2,002円があるけど、2円は間違いじゃないですか。

事務局 2,002円は、999㎡なので、単価にすると2,000円払うために10
aあたり2,002円にしてあります。

議長 そういうことらしいで、今、現状がそうでないかなと思うんですけど。お互
いが納得し合って決めた金額で、どうしようもないと思うんですけど。いいか
な、河本委員。そういうことで。

10番 不満です。

議長 ○○○○○○○○がこれぐらいだったら作ってあげますよでないかと思う
んです。あとは、さっきから言っとるように、相對しての話し合いだっちゅう
ことで、それは外部からどうのこうの口出すことじゃないと思う。なんぼ高て
も借りたい人は借りると思うです。他にございませんか。

(はいの声)

議長 ないということでございますので、挙手による採決を求めます。賛成の委員
の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議長 承認といたします。議案については以上です。

(6) その他

議長 その他の項に入らせていただきます。別冊―その他報告・連絡事項―を見て
ください。(1) 農地法第5条の規定による許可を必要としない届出について、
報告をお願いいたします。

事務局 それでは、別冊でございます。表紙、1枚目をはぐっていただいた裏面、2
ページでございます。農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書と
いうことで、○○○○○○○○から、○○○地区に無線通信用電波塔を設置す
るという届出をいただいております。位置や内容については記載のとおりでご
ざいます。以上でございます。

議 長 続きまして、(2) あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任について。

事務局 3 ページでございます。相談者は〇〇〇〇。〇〇〇の方でございます。土地の所有者は〇〇〇さん。亡くなられておられます。相談者の父親でございます。〇〇他6筆ありまして、3,373㎡のあっせんでございます。〇〇〇さんの自宅も、来年、一周忌を迎えた後は空き家バンクに登録して、売るなり贈与なりで処分したいという相談でした。タダでもいいので貰っていただける方があればというご相談でございました。あっせん委員の選任をよろしく申し上げます。

議 長 あっせん委員でございますが、〇〇の土地が多いですが、山下推進委員と林委員と二人で申し上げます。

(3) 農地等あっせん活動の状況の報告について。報告をお願いします。吉村委員。

19番 19番 吉村です。〇〇の分はまだ該当がありません。引き続き。

議 長 それでは、なかなかないということですが、粘り強く頑張ってください、良い方向に進みますようにお願いします。

続きまして、(4) 編集委員会の報告について、編集委員長、お願いします。

7番 7番 林です。先回、農業委員会の後で編集委員会の第1回目を開きました。内容につきましては、農業委員会だより第72号についてのことでございます。まず確認しましたのがタイトル。それから、発行までの今後のスケジュール案。これを承認していただきまして、今日、第2回目の委員会を開くようにしておりますので、また決まりましたら皆さんにご報告申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。(5) その他の項で。

事務局 まず、県外視察の来年の提案書の用紙を皆さんにお配りしておりますので、当初予算要求の関係がありますので、次の農業委員会会議までに提案をお願いします。

それから、クールビズ期間終了で、来月からは上着、ネクタイ、バッジ等を付けての会議の出席をお願いします。

それから、赤い羽根を皆さんにお配りしております。赤い羽根共同募金の箱を後ろに置いておりますので、ご協力をお願いいたします。

最後に、農地六法なりの書籍のご案内を付けておりますので、実費になりますが、購入したい方がございましたら、申込みしたいと思います。事務局からは以上です。

議 長 皆さんでその他、何かございましたら。11番 鐵本委員。

11番 11番 鐵本です。9月25日の常設審議委員会ですけど、転用関係のこともあったんですか。

議長 転用関係、出てます。隅くん、説明してください。

事務局 常設審議委員会についてでございますが、転用案件の審議をしていただく会でございます。常設審議委員会で審議していただく案件につきましては、法定の審議案件が3,000㎡以上の転用でございます。3,000㎡以上の転用は、法定で必ず審議をしていただくことになっております。それから、鳥取県農業会議の場合は、法定以外に任意で意見聴取をする案件が、第1種農地と営農型太陽光です。第1種農地と営農型太陽光については法律で決まっているわけではないんですが、任意で意見聴取をしないといけないとなっております。ですので毎月、県内のそういった30a以上ですとか第1種農地、営農型などの議案を審議していただいている会でございます。

議長 一応、各市町村から出てくるものなんですけども、決定権はあくまで県。県知事です。その書類の中を見て、おかしいなということを質問しながら、いろいろ質問なり受け答えをしながら、これだったら問題ないということで通したものが県で決定されるというのが常設会議のやり方です。ただ、言ったように、最近、太陽光が多く出だしたもんですから、太陽光については、今日ここにもちょっと書いてありましたが、県の農林水産部の幹部との会合の経過がここに報告書が出ておりますけど、農業会議だよりですか。私も出てましたけども、太陽光のことがかなり出てくるようになりました。県下全般でですね。特に鳥取市の福部の方では砂丘の方で、太陽光の下に榊を植える。榊栽培。それから、西部の米子の方では芝桜。中部ではミョウガというようなかたちで、それぞれ、東中西において作物が違うんですけども、太陽光の下での一時転用がかなり多くなってきております。その他、皆さんで何かございましたら。ありませんか。

(はいの声)

議長 ないようでしたら、本日の農業委員会は以上をもちまして閉会させていただきます。

— 午後2時25分 閉会 —